

活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会
地域におけるデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤の利用環境の在り方ワーキンググループ
開催要綱

1 目的

人口減少、少子高齢化等多岐にわたる地域の社会課題をデジタルの力を活用して解決していくため、先進的なデジタル技術の実装が進められている。同時にこのようなデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤の整備の重要性が増している。

こうした状況を踏まえ、「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の下で、超大容量・超低遅延・低消費電力の実現に資する新たな通信ネットワークの将来的な方向性等も視野に入れつつ、地域におけるデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤の利用環境整備の方向性等について集中的に検討することを目的として、「地域におけるデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤の利用環境の在り方ワーキンググループ」（以下「本WG」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) デジタルを活用した地域課題解決のユースケースごとに求められる非居住地域を中心とした利用環境整備の在り方
- (2) 地域におけるデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤の利用環境の実態を踏まえた利用者端末を含むエンド・ツー・エンドの利用環境整備の方向性
- (3) 地域におけるデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤を含む利用環境の維持・更改の方向性
- (4) (1)、(2)、及び(3)の推進に向けた官民の役割分担、重点分野及び支援策の在り方 等

3 運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、懇談会の座長があらかじめ指名する主査を置く。
- (3) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 本WGは、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、全部又は一部を非公開とすることができます。
- (6) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

4 その他

本WGの庶務は、総務省情報流通行政局情報通信政策課が同局地域通信振興課、自治行政局・地域力創造グループ等の協力を得て行うものとする。

活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会
地域におけるデジタル技術の利活用を支えるデジタル基盤の利用環境の在り方ワーキンググループ 構成員（案）

（敬称略・順不同）

太田 香 室蘭工業大学 教授

大山 りか ON BOARD 代表取締役

黄瀬 信之 岩見沢市 情報政策部長

小林 寛史 一般社団法人

ICT まちづくり共通プラットフォーム推進機構

代表理事

（主査）中尾 彰宏 東京大学大学院 工学系研究科 システム創成学専攻 教授

成末 義哲 東京大学大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 准教授